

第

60回海外日系人大会 「令和の日本と国際化の架け橋・日系社会」

10月1日～3日 東京にて開催決定!

第4回国際日系歌謡大会は9月29日に



第59回大会パネルディスカッション

当協会は、第60回の節目となる令和最初の海外日系人大会を、10月1日(火)から10月3日(木)の3日間、東京都千代田区永田町の憲政記念館他にて開催する。

「令和の日本と国際化の架け橋・日系社会」を総合テーマに、初日は、憲政記念館にて記念式典、基調講演および歓迎交流会、2日目はJICA市ヶ谷ビルにて国際シンポジウム(パネルディスカッション)を行う。シンポジウムは「在日日系30年の経験—日本社会の内なる国際化を見据えて」「日系資料館」「日系社会との連携を考える」の3つのセッションで、それぞれ異なる地域、世代や立場から、日系社会間の、あるいは日本と日系社会の連携の在り方について検討する。また、同日は国際シンポジウムに参加しない人向けに、オフィシャル・ツアー(小江戸・川越観光)も企画している。

3日目は会場を憲政記念館に戻し、「令和新時代と日系社会」をテーマに海外日系人の主張、若い世代を中心とした在日日系人によるスピーチ、前日のシンポジウムで取りまとめられた「大会宣言」の発表などを行う。

海外参加者向けのリーフレットは7月初旬頃に発送を予定しており、準備が整い次第WEBサイトでも参加申込受付を開始する。

なお、大会開催前の9月29日(日)には、オープニング・イベントとして、今年で第4回となる「国際日系歌謡大会(カラオケ・フェスティバル)」を(株)第一興商の協賛により開催する。ゲストには、アルゼンチン出身の二世で、THE BOOMや宮沢和史、MISIAのサポートメンバーとしても活動してきた歌手の大城クラウディアさんを迎える。会場は一昨年に続き、東京・日本橋のライブスハウス「HIT STUDIO TOKYO」で、観覧は無料(ワンドリンク付)。国内外より15組程度のエントリーを予定している。出場希望者の受付は、大会参加申込と同時に開始予定。

第60回大会、カラオケ・フェスティバル共に、詳細は随時WEBサイトやSNSにアップする。



ゲスト歌手・大城クラウディアさん

Health and Life Insurance for foreigners in Japan 短期滞在・日本在住の外国人向け医療・生命保険

❖ VIVA MED-S (Life and Health coverage)
医療保険(100%保障)+生命保険

❖ VIVA MED-30
医療保険(30%保障)+生命保険

❖ 3ヶ月以内の短期滞在者向けの保険

VIVA VIDA!
Medical Life
少額短期保険会社
(株)ビバビーダメディカルライフ
VIVAVIDA MEDICAL LIFE CO., LTD
関東財務局長(少額短期保険)第51号

❖ 外国人留学生向け保険

❖ 外国人技能実習生向け保険

For more information, call:

TOLL FREE: 0120-656-684

TEL: 046-265-6685

Visit www.vivavida.net



月18日は「海外移住の日」、6月20日は「国際日系デー」

制定後初の「国際日系デー」を祝い企画展示



国際日系デーPRのためのプロジェクトにたくさんの動画や写真が寄せられた
は国際日系デー！！」を開催した。

日本では、1966年に総理府（現内閣府）が6月18日を「海外移住の日」と制定した。1908年に第1回ブラジル移民船「笠戸丸」がサンタス港に到着した日で、ブラジルでは「日本移民の日」として親しまれ、日系社会では祖先への法要や追悼ミサが行われている。

日本の「海外移住の日」には、海外移住についての知識を広め、新たな移住者の募集活動が行われてきた。国としての移住者

送出事業が終了してからは、海外各地に移住した人々の歴史や国際社会への貢献など、海外移住に関する理解を深めるための日となっている。

一方で、「国際日系デー」は、日系人自身の発案により、全世界の日系人が集まる「海外日系人大会」において宣言された。日本からの集団での海外移住の始まりである「元年者」に敬意を表し、そのハワイへの上陸日である6月20日を全世界共通の日系デーとして祝うことで、日系人としてのアイデンティティを再確認すると共に、日系間の国を超えた連携を深めることを目的としている。

展示では、「国際日系デー」のPRプロジェクトに寄せられた世界各地の日系人々の写真や動画を紹介した他、日本の「海外移住の日」にまつわる歴史もパネルで紹介した。



JICA横浜2階
の展示スペース

本財団日系スカラーシップ

2019年度・春期研修会を実施



インターナショナル・クッキングでは、留学生の出身国の料理が並んだ

2019年3月末、日本財団日系スカラーシップ事業の16期生となる新規留学生6名が、コロンビア、ブラジル、ボリビア、メキシコの4カ国から来日した。本国の医療技術の向上や沖縄料理の普及など、それぞれの夢の実現に向けて3~5年間、専門学校や大学、大学院で勉学に励む。

新メンバーを迎え、4月26日~29日の4日間、本事業留学生を対象とした春期研修会を実施した。研修会では、日本財団の助成先である、障害を持った人々と共に働くフランチャイズ（株式会社LORANS.）や、スープとスイーツを通して手話空間を楽しむカフェ（Social Cafe Sign with Me）、日本財団バラリンピックサポートセンターを視察した。また、差別や貧困、環境問題などさまざまな社会問題を解決するための「社会起業家のプラットフォーム」という新しいコンセプトでビジネスモデルを成功させている株式会社ボーダレス・ジャパンの講義を受け、帰国後の社会貢献活動について

新規留学生6名を迎えて

考える契機としたほか、留学生の出身国の料理を実際に作って食べる「インターナショナル・クッキング」やヨガのワークショップなど留学生自身が企画した交流プログラムを通じ、互いの絆を深め合う4日間となった。

28日には日本在住の日系留学生OB・OGも参加し、現役生との交流会を実施した。交流会に参加できなかった国内外のOB・OGも、アンケートや動画メッセージで参加し、OB・OGのキャリアアップを話したり、NFSA（日本財団日系留学生会）の今後の活動について共に考えたりと、新旧留学生の親睦を深める機会にもなった。留学生からは「新しいビジョンや社会貢献の方法について学べる貴重な機会だった」、「インターナショナル・クッキングでメンバーとたくさん交流ができてよかった」などの声が聞かれた。

当協会では、2019年度の日系スカラーシップの応募を現在受付中（7月31日まで）。「将来、居住国と日本との架け橋になりたい」「居住国や日系社会の発展に貢献したい」という日系の若者から、たくさんの応募を期待している。

応募の詳細は、当協会WEBサイトまで（「日系スカラーシップ」で検索）。



社会問題を解決するための商品やアイディアを生み出すワークショップ

在日
ニッケイ人は
今…

移住者と連携する全国フォーラム 東京2019

6月1日・2日の2日間にわたり、「移住者と連携する全国フォーラム・東京2019」(移住者と連携する全国ネットワーク、以下「移住連」主催)が神保町の日本教育会館で行われた。今年度から新たな外国人材の受入制度が始まったこともあるが、800人が収容できる会場は参加者でほぼ埋め尽くされ、関心の高さがうかがえた。

初日最初のプログラムは、メインスピーカーにミュージシャンの矢野デイビットさんと女優のサヘル・ローズさんを迎えて、それぞれの移住者としての背景や経験が話された。

矢野さんは、父親が日本人で母親がガーナ人。6歳の時にガーナで集団強盗に遭ったことをきっかけに日本に移住したが、家族がいつも一緒にいられるガーナとは違い、家族は日本の暮らしになじむことができず、結果的に8歳から18歳までの期間を児童養護施設で過ごした。そこでは、自分が上級生に殴られているところを見ても、先生は守ってくれなかった。大人になってから訪れたガーナで自分そっくりのストリート・チルドレンを見て、「こういう子どもを放っておくような大人になりたくない」と思ったことをきっかけに、ガーナの子どもたちの教育を支援する団体「Enije」を設立したという。「一人が100歩歩くより100人が一步踏み出すことが大事。小さな手でも誰かにとっては大きな力になり、希望となる。まずは一步踏み出してほしい」と訴えた。

サヘルさんはイラン生まれ。4歳の時に空爆に遭い、13人家族のうち一人だけ生き残る。その後養母となった女性と、知人のつてを頼って8歳の時に来日したが、同居していた知人に家を追い出され、養母と公園で2週間ほど野宿生活を送る。そんな彼女の異変に気づき、声をかけてくれたのは小学校の給食調理員だったという。しばらくの間家に泊めてもらい、生活の支援や在留資格変更のための弁護士費用も負担するなどしてくれた。その後も学校でいじめにあうなど苦労もしてきたが、いつも誰かに支えられたという。「受け入れ、救ってくれた日本に感謝している。見返りを求める優しさをたくさん日本で受けた」と述べ、次の子どもたちにバトンを渡せるよう、助け合えるよりよい社会づくりを訴えた。

初日後半は、「技能実習」「子ども・若者」「日本語教育」など15の分科会に分かれ、テーマごとに報告者からの発表と議論が行われた。

2日目は、日曜日の午前中にもかかわらず、高校生など若い層を含めた約500人が参加した。まず、国士館大学の鈴木江理子教授(移住連副代表理事)が、入管法改正やそれに伴う



初日、800人収容できる
会場がほぼ満席となった

総合的な対応策などについて解説した後、大阪大学の高谷幸准教授(移住連理事)が、移住連による政策提言『移民社会20の提案』の趣旨や制作意図について説明。『移民社会20の提案』はフォーラム参加者全員に配布された。

続いて、「どうなる、どうする移民政策～移動・定住・永住する人々の視点から考える」というテーマでパネルディスカッションが行われた。登壇者は、前述の二人に加え、武藏大学のアンジェロ・イシ教授、弁護士の金竜介氏、東北大学学術研究員の李善姫氏の5名。金弁護士は、在日コリアンの立場から移民の自己決定権の重要性を強調、李研究員は、ニューカマーである韓国人の立場から移住女性の苦労を語った。

ブラジル出身の日系三世で当協会理事でもあるアンジェロ・イシ武藏大学教授は、日系ブラジル人・在日ブラジル人の立場から、移民に対する温かい眼差しを育む意識啓発の必要性を論じた。初日のスピーカー、サヘルさんと矢野さんの話を受け、「移民問題」を理屈で考えるだけでなく、移民当事者の心に寄り添う「心情的理説」が必要だと主張したほか、特定技能第1号や日系四世の在留資格での「家族の帯同」の制限を早急に見直すべきだと力説した。さらに、東京オリンピック開催を「多文化・多民族社会」へのレガシーとする好機として捉え、来日する外国人観光客へのおもてなし対策を活用し、各地・各方面で在住外国人に対するサービス充実のための予算を要請するような、戦略的なしたたかさもあって良いのでは、と提案した。

終わりに、「人権が守られ、一人ひとりが大切にされる多文化・多民族社会作りを目指す」というフォーラム・アピール文が読み上げられ、2日間の濃密なプログラムは明るい雰囲気のなか終了した。

NIKKEIS around the WORLD

金山 瑛陸 (Erik Thorn)

世界各地で活躍する日系人や日系団体のみなさん、もしくは日系人・日系社会にかかわる活動をしている(してこられた)みなさんにお話を伺う新コーナー、「NIKKEIS around the WORLD」。

第3回は、ドイツで育った金山瑛陸(エーリク・トルン)さん(二世)をご紹介します。ヨーロッパ出身の日系人であるご自身を「マイナリティ中のマイナリティ」と話す瑛陸さんに、子供時代のこと、これからのことなど、率直な想いを伺いました。

～このヒトに聞く～ vol.03

プロフィール

国籍(世代)：ドイツ・日本(二世)

居住国：ドイツ(2018年～2020年までは日本在住)

職業：会社員(ハーモニック・ライブ・システムズ株式会社)

1987年福岡県生まれ。ドイツ人の父親と日本人の母親を持つ。1988年に家族でドイツに移り、ドイツ西部のクロイツタールという小さな町で育つ。地元ジーゲン大学の物理学部を卒業後、2014年に企業のインターンシップ・プログラムで長野県安曇野市に半年間滞在。その後、同企業のドイツ子会社に入社(現在、2年間の社員交換プログラムにより、2020年までの予定で長野県に滞在中)。

海外の文化や言語を学ぶこと、コンピューター／ソフトウェア開発と野球が趣味。

町で唯一の日系ファミリー



今年2月、東京ビックサイトで行われた技術展のブースにて
ドイツ人の父親と日本人の母親のもと、福岡県で生まれました。2歳の時にドイツに移り、子供時代のほとんどをドイツ西部のノルトライン・ヴェストファーレン州ジーゲン＝ヴィトゲンシュタイン郡のクロイツタールという小さな町で過ごしました。

ドイツでの生活は、普通のドイツ人の暮らしそのものでした。クロイツタールは都市部のように住宅が密集していませんし、僕の知る限り、僕たちは町で唯一の日系ファミリーでした。当然ながら僕と弟は町で唯一の日系の子どもで、いわゆる「日系コミュニティ」といったものには一度も触れることなく育ちました。日本人学校はありましたが、僕たちが通うには遠すぎて。日本語や日本の文化、日本についての知識は、年に1度家族で訪れる日本での経験から得たもの以外はすべて、母から教わったものです。

周囲からの関心が、自分自身への関心に

だからといって、日本人の子ども、日系人としてドイツで生きる上で不便を感じるようなことはこれまで一度もなかったように思います。閉鎖的な田舎町にありがちな、人種主義による差別や偏見とも全く無縁でしたが、僕たち家族がたまたまラッキーだったのかもしれません。

特にミドル・スクール時代は、先生もクラスメイトたちも僕のバックグラウンドに興味を持って接してくれて、いつも日本について聞かれたり関心を持たれたりしました。それによって僕自身が日本という自分のルーツに大きな関心を持つようになったし、人に説明するたびに、日本の文化や歴史についてより詳しく知ることができました。

日本企業に就職のチャンス到来

地元の大学を卒業後、日本や日本の企业文化について学びながらしばらくの間日本で生活してみたいと思っていた時に、現在働いている「ハーモニック・ドライブ・システムズ」という会社を知りました。産業用ロボットや医療機器、半導体製造装置、航空・宇宙機器等に用いられるメカトロニクス製品や減速装置などを開発・製造する日本企業で、本部は東京、工場は長野県にあり、アメリカやドイツなど海外にも子会社があります。

その会社でまずはインターンとして6ヶ月間、日本で働き、その後2015年にドイツの子会社に入社しました。入社後、ドイツの営業部門で働いていたときに、日本・ドイツ間の社員交換プログラムの話があり、2018年の2月から2年間の予定で再来日。長野県で日本流のマネージメント手法や営業、顧客サービスのほか、品質管理や製造技術について学んでいます。

僕は「カルチャー・インサイダー」

日本での仕事はやりがいがあります。大学で物理学を専攻したので、テクノロジー分野の業界で働きたいと思っていましたし、ドイツにも拠点を持つ日本企業であることは、両国の言葉や文化を理解する僕自身の特性を十分に発揮できる環境です。

日本・ドイツどちらの同僚も、お互いの国の違い、文化の違いに関心を持っています。2つの国どちらにとっても相手の文化を知る人、つまり「カルチャー・インサイダー」である僕を介して、お互いが母国語で容易に話すことができるのはおもしろく、僕自身の存在意義を

感じます。何より、海外のグループ会社とのコミュニケーションは、日本人スタッフにとっては大きな負担ですし、ドイツ人スタッフにとっても、僕を介することでだいぶ仕事が進めやすくなっていると思います。現在、ほぼすべての部署において、僕がドイツとのやりとりをアシストしているので、会社全体のマネージメント・プロセスを大いに学ばせてもらっています。

学生時代は、日本のことについて詳しい自分を、単に「ちょっと変わった特徴をもってる」くらいにしか思っていませんでした。社会に出て、日本とドイツの橋渡しをするような役割を担うようになってはじめて、二つの国をバックグラウンドに持つことが自分の強みだと知りました。特にいま、ヨーロッパと東アジアが緊密で重要な経済状況にあるこの業界ではなおさらです。また、ドイツの同僚の多くが日本人のメンタリティーを理解することに苦労している中で、僕にとっては大抵のことがごく自然で簡単に感じます。

多様性こそが日系人の強み

「日系人」というと、たいていは南米や北米の日系人を思い浮かべると思います。だから、ヨーロッパの日系人という点で、僕はマイノリティ中のマイノリティかもしれないですね(笑)。でも僕は、「日系人」と一言でいっても、それは単にひとつの同質グループを表しているのではなくて、それぞれの個性・特性を包括した、ものすごくバラエティーに富んだ「ひとりひとりの集まり」なんだと思っています。そして、その多様性こそが僕たち「日系人」の強みであると。

もしもいま、自分のアイデンティティに悩んだり疑問を抱えたりしている日系の若者がいたら、あなたと同じようなバックグラウンドを持ち、あなたがいまどんなことを想い、何を感じているのかを理解する仲間が世界中に大勢いるんだよってことを知ってほしい。日系というアイデンティティで世界中の人たちと繋がることで、生まれ持ったこの強みを、自分自身のためだけじゃなくて世界のために発揮できる存在なんだということを知ってほしいです。

日系人同士は、それだけで理解し合えるのと同時に、互いの違いからより多くを学び合うこともできる。共通点と相違点のどちらをも尊重し合い、高め合っていける存在だと思っています。

次なるチャレンジへ

社員交換プログラムを終えたら、次のステップはドイツで新しい生活を一から築き上げること。そのためには、漠然とした「夢」ではなくもっと具体的で現実的な行動計画を練らなければと思っています。

具体的な計画の一つは、帰国したらまず、恋人と結婚すること。彼女はトルコ人なので、両親に続いて二代目の国際結婚です。子どもが生まれれば、日本、ドイツ、トルコの三つのルーツを持つことになります。日本の仏教文化、ドイツのキリスト教文化、そしてトルコのイスラム文化をどれも等しく理解してもらいたいと願う私たちの子育ては、きっと大きなチャレンジになるだろうと思いますが、それもまた新たな楽しみです。



家族で日本を訪れたときの一枚。祖父母や親戚と

Imposto aduaneiro

関税について

相談センター 山形エレナ

Q Uma senhora japonesa que vive na província ao norte do Japão, nos ligou preocupada com a filha de 15 anos que estava no Brasil fazendo intercâmbio cultural pelo período de 6 meses. A estudante estava no Brasil pelo programa de home stay através de uma organização a quem a família pertence. Esta mãe enviou pelo correio pequenas lembranças como chaveiro, lápis, canetas, doces, etc para que a filha desse de presente, no valor total de aproximadamente 40 mil ienes. O pacote chegou ao destino, porém a filha recebeu um aviso do correio dizendo que deveria pagar uma alíquota no valor de 1.100 reais para que fosse liberado o pacote, como ela não entende o português e a família onde está hospedada é muito ocupada, a estudante não quis incomodá-los, e como o valor a pagar era muito alto, havia resolvido deixar o pacote no correio. Porém a mãe nos ligou, preocupada, perguntando se os procedimentos estavam de acordo e se havia alguma forma de resolver o caso.

A O pacote ao chegar ao destino, foi constatado a necessidade do pagamento do imposto de importação relativo a mercadoria. Conforme o DECRETO-LEI No 1.804, DE 3 DE SETEMBRO DE 1980 Art. 2, inc. II, as mercadorias cujo valor seja inferior a 100 dólares ficam isentos do imposto de importação, e valores que ultrapassem o valor ficam de passíveis a tributação, neste caso o valor de 40 mil ienes (± 365 dólares) portanto, passível de tributação.

Entrei em contato com "A" que mora no mesmo estado porém, em uma cidade vizinha em que a estudante se encontra, para ver a possibilidade da mesma em dar o auxílio necessário com a tradução e explicação sobre os trâmites. Recebendo a resposta positiva, informei a mãe, a forma de entrar em contato com "A" para que as duas pudessem se comunicar.

Após algum tempo "A" me enviou uma mensagem, dizendo que a estudante havia entrado em contato e enviado a imagem do aviso do correio, para saber exatamente do que se tratava. Com a cópia do documento, "A" foi até o Correio Central para solicitar maiores informações dos procedimentos para a liberação do pacote. Segundo o correio, se fosse pago a quantia de 1.100 reais (± 30 mil ienes) o pacote seria liberado. Por não haver nenhum aparelho eletrônico, "A" foi aconselhada que ao buscar o pacote fosse solicitada uma revisão no valor a pagar, pois o valor é muito alto. "A" passou as informações a estudante e a um dos moradores da casa onde estava hospedada. Algum tempo depois, "A" recebeu uma mensagem da estudante de que havia foi ao correio local e que infelizmente não foi possível a revisão do pagamento, sendo necessário pagar todo o valor para a retirada do pacote.

Após algum tempo, a mãe da estudante nos ligou, agradecendo pela ajuda e parabenizando nosso trabalho, que mesmo estando do outro lado mundo, foi possível que a filha tivesse todo o apoio necessário para resolver o caso e também por ter sido apresentada a alguns nikkeis na região em que se encontra, ampliando assim seu círculo de amizade e intercâmbio cultural.

相談 北日本在住の日本人女性が、6ヶ月の文化交流事業でブラジル滞在中の娘さんのことを心配して、当協会に電話してこられました。学生であるこの娘さんはご家族が加盟している団体が行うホームステイ・プログラムでブラジルに滞在中なのですが、このお母様は、娘さんがブラジルの方に小さな贈り物として渡せるよう、キーホルダー、鉛筆、ボールペンやお菓子など約4万円の品物を郵便小包で送られたとのことです。小包はブラジルに到着し、娘さんは税関から、小包を引き取るには1,100レアル(約3万円)の関税を払う必要がある旨の通知を受けました。彼女はポルトガル語が分からず、また、ホームステイ中の家の方も忙しかったため迷惑をかけたくないと思い、小包を郵便局にそのまま置いておくことにしました。お母様は心配して、このようなやり方で良いのかどうか、他に問題解決の方法がないのかと聞いてこられたわけです。

回答 宛先地に到着した小包の引き取りには輸入関税の支払いが必要なのは確かです。1980年9月3日付け大統領令1804号第2条2項によれば、100ドル未満の品物は輸入関税免除となるが、これを上回る価格の品物は課税対象となるとしています。このケースでは品物の価格が4万円(365ドル)となるので課税対象となります。

当協会の担当者が、この娘さんが滞在中の州の隣町に住む知人のA氏に連絡し、彼女に(ポルトガル語文書)翻訳や品物の引き取り手続きについての説明など、必要な支援をやっていただけないか打診しました。そして、A氏からの前向きな返事を受けて、娘さんがA氏とコンタクトを取るようお母様に話しました。暫くして、A氏から当協会担当者に「娘さんから連絡があった。問題を正確に把握するため、郵便局から届いた通知のコピーを送って来た」と言ってきました。その後、A氏はこの文書のコピーを持って自身が住む町の中央郵便局に行き、小包引き取りのための手続きに関する情報を求めました。同郵便局によれば、1,100レアル(約3万円)支払えば、小包は引き渡せるとのことでした。送られてきた品物の中には電子製品がなかったため、A氏は郵便局の人から「関税額が高額なので、本人が品物を引き取りに行く際に、支払い額の再検討をお願いしてみてはどうか」と助言されました。

A氏はこの話を、娘さんと、彼女がホームステイしている家人に伝えました。また暫くして、A氏は娘さんから「自分が住む町の郵便局に出向き、問題は解決した。残念ながら支払い額の見直しは無理であったため、全額支払った」旨の連絡を受けました。

その後、娘さんのお母様から当協会に、地球の裏側にいても娘さんは問題解決のために必要なあらゆる支援を受けた、また彼女が滞在している地域の方々に紹介してもらい彼女の友情と文化交流の輪を広げることになったとして感謝の電話がありました。

元年者150周年記念碑の落成式

4月18日、ハワイ・ホノルル市庁舎の敷地内にある日本庭園にて、元年者150周年記念碑の落成式が行われた。ハワイでは昨年、「元年者」と呼ばれる日本からの集団移住者が初めてハワイに上陸してから150年となったことを記念して、さまざまなイベントや式典等が各地で行われてきたが、今回の落成式がその最後の行事となった。

式典には、デイビッド・イゲ・ハワイ州知事夫妻、ジョージ有吉元州知事、ロイ雨宮ホノルル市マネージング・ディレクター、伊藤康一在ホノルル日本国総領事をはじめ、元年者の子孫や元年者実行委員会、日系団体関係者らが出席した。

記念碑は大理石で、元年者が発った横浜市から運ばれた。碑のベース部分には、元年者150周年記念行事のDVDや資料、写真、ホノルル市の公式硬貨などが入れられたタイムカプセルが収められ、元年者200周年に開封される予定だという。



右からデイビッド・イゲ州知事、ジョージ有吉元州知事、ロイ雨宮ホノルル市マネージング・ディレクター

「コーヒーが結んだ日系人と日本」 JICA横浜 海外移住資料館

100年以上前にブラジルへ渡った日本人移民が、現地で収穫していたコーヒー。その一部は日本に送られ、銀座のモダンなカフェで日本人に飲まれていた。またハワイ島西部のコナでも、日本人移民がコーヒー栽培に従事していた。

JICA横浜 海外移住資料館では、6月29日(土)より、日本でのコーヒー普及の歴史や、日本人移民の貢献について紹介する企画展示「コーヒーが結んだ日系人と日本」を開催する。

9月1日(日)には、株式会社カフェーパウリスタの長谷川勝彦社長をお迎えし、「カフェーパウリスタ、その始まりと現在」

日系社会 Topics

と題した公開講座を開催予定。日本におけるコーヒー文化の歴史とカフェーパウリスタの深い関わりについて、自身の体験談とともにお話しいただく。展示は10月6日(日)まで。

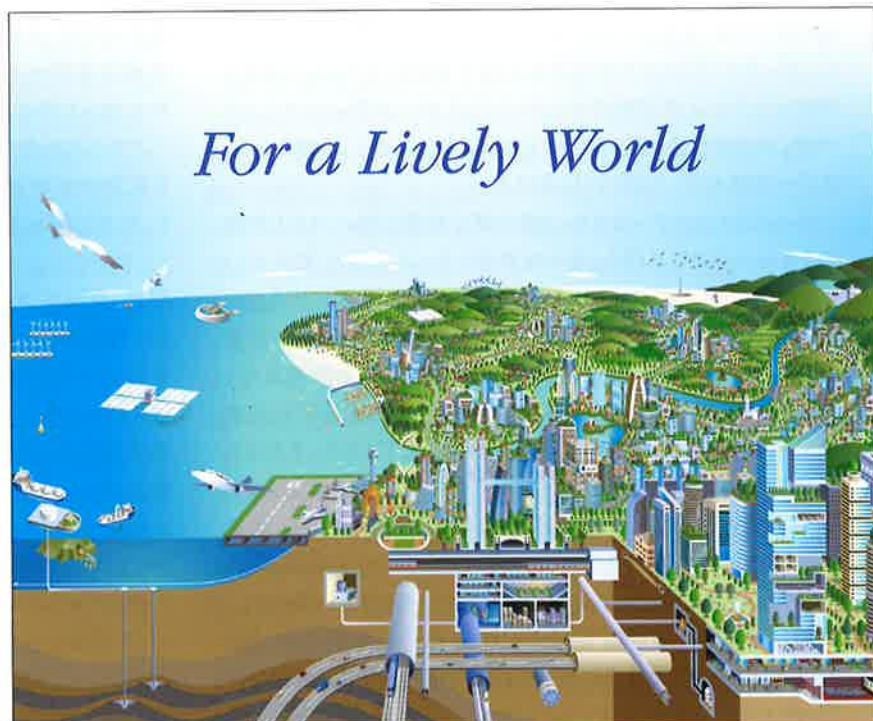


コーヒー農園で収穫作業をする日本人移民 写真提供:竹下写真館

京都、群馬の家族会が相次いで解散

平成から令和へ、時代の移り変わりと共に寂しい知らせが届いた。3月末をもって、京都府海外移住家族会と群馬県海外移住家族会がそれぞれ、長きにわたる会の役割を終えて解散した。海外移住家族会は、各都道府県から海外へ移住された方々や海外県人会等との連携を図り、海外移住者の支援を行うとともに、留守家族間の情報共有や親睦を深めることを目的として設立され活動しているが、近年は各地の家族会において、会員の減少や高齢化により活動の維持が困難な状況が生じている。今後、京都府では府の国際課、群馬県では県企画部企画課および外国人活躍推進課が、家族会が行ってきた事業をそれぞれ引き継ぐという。

6月19日に開催した家族会懇談会には富山、石川、島根の3県が参加し、各会の近況や今後の計画などを報告し合った。



大成建設の技術で実現する未来都市

わたしたちは“人がいきいきとする環境を創造する”というグループ理念のもと、

自然との調和の中で、安全・安心で魅力ある空間と豊かな価値を生み出してきました。

For a Lively World…この思いとともに、これまで育んできた技術を、さらに高め次の世代へ。

わたしたちは、夢と希望に溢れた地球社会づくりに取り組んでいきます。

地球がいきいき、人もいきいき。大成建設がめざす未来です。

地図に残る仕事。[®]



大成建設株式会社